

財務状況把握の結果概要

中国財務局 鳥取財務事務所
鳥取財務事務所財務課

(対象年度:平成28年度)

都道府県名	団体名
鳥取県	琴浦町

財政力指数	0.33	標準財政規模(百万円)	6,346
H29.1.1人口(人)	18,002	平成28年度職員数(人)	197
面積(Km ²)	139.97	人口千人当たり職員数(人)	10.9

＜人口構成の推移

(単位:人)

	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
17年国調	19,499	2,656	13.6%	11,203	57.5%	5,638	28.9%	2,455	23.7%	2,635	25.5%	5,194	50.2%
22年国調	18,531	2,418	13.0%	10,341	55.8%	5,770	31.1%	2,023	21.8%	2,281	24.6%	4,959	53.5%
27年国調	17,416	2,160	12.5%	9,195	53.0%	5,987	34.5%	1,943	21.7%	2,175	24.3%	4,818	53.9%
27年国調	全国平均		12.6%		60.7%		26.6%		4.0%		25.0%		71.0%
	鳥取県平均		12.9%		57.3%		29.7%		9.1%		22.0%		69.0%

◆ヒアリング等の結果概要

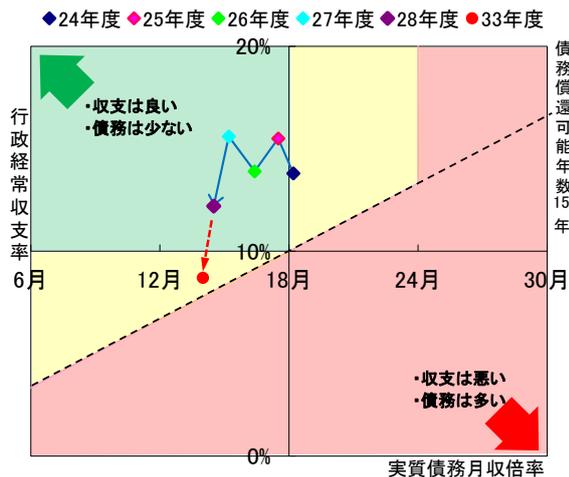


過去5年間の動き

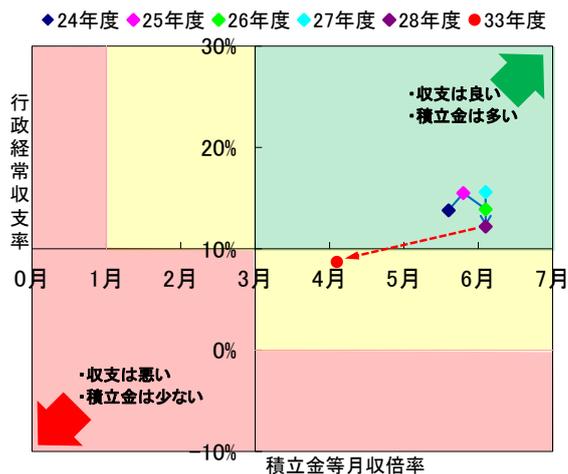


今後(計画最終年度)の見通し

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準	
-------	--

積立低水準	
-------	--

収支低水準	
-------	--

該当なし	✓
------	---

【要因】	
建設債	
実質的な債務	債務負担行為に基づく支出予定額
	公営企業会計等の資金不足額
	土地開発公社に係る普通会計の負担見込額
	第三セクター等に係る普通会計の負担見込額
その他	
その他	

【要因】	
建設投資目的の取崩し	
資金繰り目的の取崩し	
積立原資が低水準	
その他	

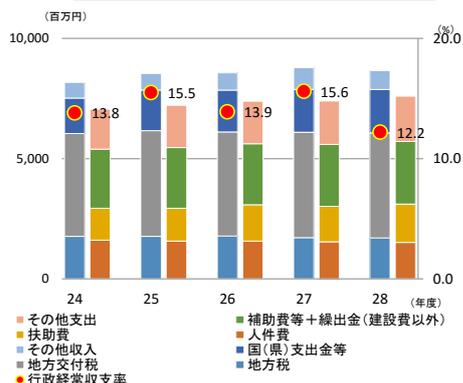
【要因】	
地方税の減少	
人件費の増加	
物件費の増加	
扶助費の増加	
補助費等・繰出金の増加	
その他	

◆行政キャッシュフロー計算書

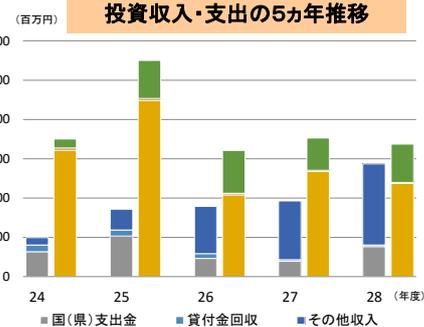
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成比	類似団体平均値 (27年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	1,767	1,774	1,785	1,721	1,700	19.6%	1,765	19.4%
地方譲与税・交付金	317	318	343	491	450	5.2%	525	5.8%
地方交付税	4,284	4,386	4,329	4,377	4,368	50.4%	4,866	53.6%
国(県)支出金等	1,472	1,690	1,737	1,779	1,805	20.8%	1,530	16.8%
分担金及び負担金・寄附金	8	14	12	6	17	0.2%	108	1.2%
使用料・手数料	295	297	267	260	214	2.5%	184	2.0%
事業等収入	36	62	101	141	112	1.3%	107	1.2%
行政経常収入	8,178	8,542	8,575	8,776	8,665	100.0%	9,086	100.0%
人件費	1,605	1,569	1,564	1,548	1,511	17.4%	1,666	18.3%
物件費	1,404	1,504	1,535	1,601	1,673	19.3%	1,522	16.8%
維持補修費	13	17	19	16	45	0.5%	162	1.8%
扶助費	1,327	1,370	1,519	1,465	1,606	18.5%	1,240	13.6%
補助費等	1,167	1,287	1,240	1,227	1,289	14.9%	1,557	17.1%
繰出金(建設費以外)	1,299	1,239	1,292	1,352	1,306	15.1%	1,247	13.7%
支払利息 (うち一時借入金利息)	236 (0)	229 (0)	214 (0)	194 (0)	170 (-)	2.0%	125 (0)	1.4%
行政経常支出	7,051	7,216	7,382	7,403	7,600	87.7%	7,520	82.8%
行政経常収支	1,127	1,326	1,193	1,373	1,064	12.3%	1,566	17.2%
特別収入	290	90	121	71	74		139	
特別支出	272	19	27	1	33		75	
行政収支(A)	1,145	1,397	1,287	1,442	1,105		1,630	
■投資活動の部■								
国(県)支出金	316	514	231	193	381	26.6%	568	65.4%
分担金及び負担金・寄附金	11	104	197	197	340	23.7%	70	8.1%
財産売却収入	21	53	8	3	6	0.4%	20	2.3%
貸付金回収	86	80	61	23	23	1.6%	66	7.6%
基金取崩	62	105	396	547	684	47.7%	145	16.7%
投資収入	496	857	893	963	1,434	100.0%	868	100.0%
普通建設事業費	1,608	2,243	1,039	1,340	1,187	82.8%	1,690	194.7%
繰出金(建設費)	-	50	52	43	20	1.4%	16	1.8%
投資及び出資金	-	-	-	-	-	0.0%	35	4.1%
貸付金	29	24	19	15	13	0.9%	56	6.4%
基金積立	116	433	495	367	467	32.6%	263	30.3%
投資支出	1,752	2,750	1,606	1,764	1,687	117.7%	2,060	237.3%
投資収支	▲1,256	▲1,893	▲714	▲801	▲253	▲17.7%	▲1,192	▲137.3%
■財務活動の部■								
地方債 (うち臨財債等)	1,484 (399)	1,764 (406)	747 (381)	935 (359)	621 (282)	100.0%	1,021 (357)	100.0%
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務収入	1,484	1,764	747	935	621	100.0%	1,021	100.0%
元金償還額 (うち臨財債等)	1,241 (222)	1,232 (252)	1,206 (278)	1,263 (282)	1,320 (308)	212.8%	1,274 (302)	124.7%
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務支出(B)	1,241	1,232	1,206	1,263	1,320	212.8%	1,274	124.7%
財務収支	243	532	▲458	▲328	▲700	▲112.8%	▲252	▲24.7%
収支合計	132	36	116	313	152		186	
償還後行政収支(A-B)	▲97	166	82	179	▲215		357	
■参考■								
実質債務 (うち地方債現在高)	12,387 (15,524)	12,490 (16,057)	11,722 (15,599)	11,189 (15,271)	10,503 (14,571)		6,689 (11,642)	
積立金等残高	3,815	4,180	4,394	4,524	4,459		5,059	

(百万円)

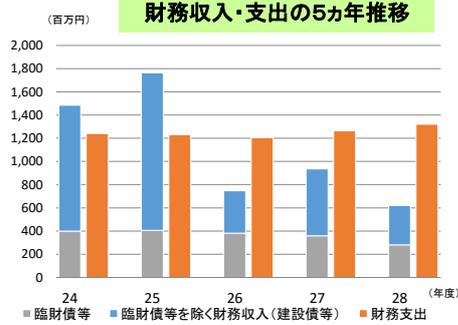
行政経常収入・支出の5カ年推移



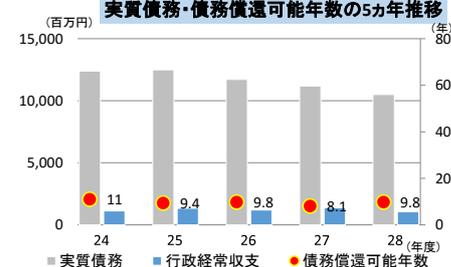
投資収入・支出の5カ年推移



財務収入・支出の5カ年推移



実質債務・債務償還可能年数の5カ年推移



[琴浦町]

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について(診断年度:平成 28 年度)

【分析方法】

・債務償還能力は、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(償還すべき債務の水準)とフロー面(償還原資の獲得状況)の両面から分析したものである。

①ストック面

・実質債務月収倍率は平成 24 年度以降低下しているものの、平成 28 年度では 14.5 月と基準値である 18 ヶ月未満となっている。

・なお、全国平均は 8.2 月、類似団体平均は 8.6 月となっている。

②フロー面

・行政経常収支率は平成 24 年度比低下しているものの、平成 28 年度では 12.2%と基準値である 10%以上となっている。

・なお、全国平均は 14.7%、類似団体平均は 16.9%となっている。

・ストック面とフロー面を組み合わせた指標である債務償還可能年数は、平成 24 年度比短期化しており、平成 28 年度では 9.8 年と基準値である 15 年未満となっている。

・なお、全国平均は 6.2 年、類似団体平均は 4.6 年となっている。

【債務償還能力】

・①のストック面が債務高水準の状況にはなく、②のフロー面も収支低水準の状況にはないことから、債務償還能力は留意すべき状況にはないと考えられる。

◎資金繰り状況について(診断年度:平成 28 年度)

【分析方法】

・資金繰り状況は、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、フロー面(経常的な資金繰りの余裕度)及びストック面(資金繰り余力の水準)の両面から分析したものである。

①ストック面

・積立金等月収倍率は平成 24 年度以降上昇しており、平成 28 年度では 6.1 月と基準値である 3 ヶ月以上となっている。

・なお、全国平均は 7.4 月、類似団体平均は 6.7 月となっている。

②フロー面

・行政経常収支率は平成 24 年度比低下しているものの、平成 28 年度では 12.2%と基準値である 10%以上となっている。

・なお、全国平均は 14.7%、類似団体平均は 16.9%となっている。

【資金繰り状況】

・①のストック面が積立低水準の状況になく、②フロー面も収支低水準の状況にはないことから、資金繰り状況は留意すべき状況にはないと考えられる。

【指標の説明】

- ※1 **行政経常収支率**＝行政経常収支÷行政経常収入
- ・収入からどの程度の償還原資が生み出されているかを見るもの（家計に例えると、ローンの返済に回せるお金はどのくらいか）
 - ・行政経常収支＝行政経常収入[地方税、地方交付税等]－行政経常支出[人件費、扶助費等]
- ※2 **実質債務月収倍率**＝実質債務÷（行政経常収入÷12）
- ・1月当たりの収入の何倍の債務があるかを見るもの（家計に例えると、ローンが給与の何倍か）
 - ・実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等残高
- ※3 **債務償還可能年数**＝実質債務÷行政経常収支
- ・1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを見るもの（家計に例えると、ローンを返済するのに何年かかるか）
- ※4 **積立金等月収倍率**＝積立金等残高÷（行政経常収入÷12）
- ・1月当たりの収入の何倍の積立金があるかを見るもの（家計に例えると、預貯金が給与の何倍か）
 - ・積立金等残高＝現金預金＋その他特定目的基金
-
- ※5 **実質債務月収倍率についての診断基準**
- ・診断基準①：実質債務月収倍率 24ヶ月以上
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を超える場合は、そのみで財務上の問題「**債務高水準**」に該当するものと位置づけるもの。
 - ・診断基準②：実質債務月収倍率 18ヶ月以上 24ヶ月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、債務償還可能年数が15年以上であるときに財務上の問題「**債務高水準**」に該当するものと位置づけるもの。
- ※6 **積立金等月収倍率についての診断基準**
- ・診断基準①：積立金等月収倍率 1ヶ月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を下回る場合は、そのみで財務上の問題「**積立低水準**」に該当するものと位置づけるもの。
 - ・診断基準②：積立金等月収倍率 1ヶ月以上 3ヶ月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、行政経常収支率が10%未満であるときに財務上の問題「**積立低水準**」に該当するものと位置づけるもの。
- ※7 **行政経常収支率についての診断基準**
- ・診断基準①：行政経常収支率 0%以下
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を下回る場合は、そのみで財務上の問題「**収支低水準**」に該当するものと位置づけるもの。
 - ・診断基準②：行政経常収支率 0%超 10%未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、債務償還可能年数が15年以上であるときに財務上の問題「**収支低水準**」に該当するものと位置づけるもの。

1. 収支計画から把握した今後の見通しについて

○収支計画策定の有無及び計画名

- ・収支計画名: ことうらまちづくりビジョン(第2次琴浦町総合計画)
- ・策定年度: 平成 28 年度
- ・計画期間: 平成 29 年度～33 年度
- ・本収支計画は、議会へ提出し議決を得ているもので、町長了解済みのものである。

○収支計画からみた平成 29 年度の見込み

- ・債務償還能力については、行政経常収支率 7.2%、実質債務月収倍率 15.6 月、債務償還可能年数 17.9 年であり、収支低水準の状況にあることから、留意すべき状況にあると考えられる。
- ・資金繰り状況については、行政経常収支率 7.2%、積立金等月収倍率 5.0 月であり、やや留意すべき状況にあると考えられる。

○収支計画最終年度(平成 33 年度)の見通し

(1)債務償還能力について

①ストック面(償還すべき債務の水準)

- 実質債務月収倍率 : 低下する見通し 平成 28 年度 14.5 月 → 平成 33 年度 14.0 月(▲0.5 月)
- ・地方債現在高は、「情報通信利用施設基盤整備事業(光ケーブル化事業。平成 25～29 年度:起債額 828 百万円)」の完了に伴い、その後は償還が進展することから、平成 28 年度比 2,086 百万円減少する見通しである。
- ・積立金等残高は、公共施設の更新等の財源とするため、その他特定目的基金を取り崩して対応することなどから、平成 28 年度比 1,528 百万円減少する見通しである。
- ・このため、実質債務は、678 百万円減少する見通しである。
- ・行政経常収入は、合併特例加算措置の終了を主因に地方交付税が減少することなどから、平成 28 年度比 248 百万円減少する見通しである。
- ・計画最終年度の実質債務月収倍率は、実質債務減少の影響が大きいことから、診断年度から低下し、引き続き基準値である 18 ヶ月未満である見通しである。

②フロー面(償還原資の獲得状況)

- 行政経常収支率 : 低下する見通し 平成 28 年度 12.2% → 平成 33 年度 8.7%(▲3.5 ポイント)
- ・行政経常収入は、上記①のとおり減少する見通しである。
- ・行政経常支出は、高齢化に伴い扶助費のほか、後期高齢者医療特別会計などへの繰出金が増加することなどから、平成 28 年度比 84 百万円増加する見通しである。
- ・このため、行政経常収支は、332 百万円減少する見通しである。
- ・計画最終年度の行政経常収支率は、診断年度から低下し、基準値である 0%超 10%未満の範囲になる見通しであり、やや留意すべき状況にあると考えられる。

①+②ストック面とフロー面を組み合わせた指標の状況

- 債務償還可能年数 : 長期化する見通し 平成 28 年度 9.8 年 → 平成 33 年度 13.4 年(+3.6 年)
- ・実質債務は、上記①のとおり減少する見通しであり、行政経常収支も、上記②のとおり減少する見通しである。
- ・計画最終年度の債務償還可能年数は、行政経常収支減少の影響が大きいことから、診断年度から長期化するものの、引き続き基準値である 15 年未満である見通しである。

【債務償還能力】

- ・①のストック面は債務高水準の状況にないものの、②のフロー面は行政経常収支率が基準値である 0%超 10%未満の範囲になる見通しである。
- ・このため、債務償還能力の今後の見通しについては、やや留意すべき状況にあると考えられる。

(2)資金繰り状況について

①ストック面(資金繰り余力の水準)

- 積立金等月収倍率 : 低下する見通し 平成 28 年度 6.1 月 → 平成 33 年度 4.1 月(▲2.0 月)
- ・積立金等残高は、上記(1)①のとおり減少する見通しであり、行政経常収入も、上記(1)①のとおり減少する見通しである。
- ・計画最終年度の積立金等月収倍率は、積立金等残高減少の影響が大きいことから、診断年度から低下するものの、引き続き基準値である 3 ヶ月以上である見通しである。

②フロー面(経常的な資金繰りの余裕度)

○行政経常収支率：低下する見通し 平成 28 年度 12.2% → 平成 33 年度 8.7%(▲3.5 ポイント)

・計画最終年度の行政経常収支率は、上記(1)②のとおり、診断年度から低下し、基準値である 0%超 10%未満の範囲になる見通しであり、やや留意すべき状況にあると考えられる。

【資金繰り状況】

・①のストック面は積立低水準の状況にないものの、②のフロー面は行政経常収支率が基準値である 0%超 10%未満の範囲になる見通しである。

・このため、資金繰り状況の今後の見通しについては、やや留意すべき状況にあると考えられる。

2. 財務の健全性確保に向けた留意事項等について

(1) 財政構造の特徴について

① 収支の状況について

貴町の行政経常収支率は、診断年度である平成 28 年度において 12.2%と類似団体(平成 27 年度)比 4.7 ポイント劣位となっている。これは、高齢化の進展により扶助費が増加していることのほか、マイナンバー対応や勤怠管理などの各種システムの導入などにより物件費が増加したことなどから、行政経常支出が増加したことが一因と考えられる。

こうした中、収入の過半を占める地方交付税が合併特例加算措置により現状手厚く交付されていることや、退職者を不補充とするなど人件費が抑制されてきたことから、平成 24 年度以降、12.2%～15.6%と基準値(10%)を上回って推移している。

② 債務残高の状況について

貴町の実質債務月収倍率は、診断年度において 14.5 月と類似団体(同)比 5.9 月劣位となっている。これは合併特例債を活用し新庁舎建設事業(平成 22～25 年度。平成 28 年度末起債残高 1,410 百万円)などの大型事業を実施したことが要因と考えられる。

しかしながら、平成 25 年度以降は投資事業を厳選して実施するなど、新規起債額が地方債償還額を下回っており、実質債務は徐々に低下している。

(2) 地方創生への取り組みについて

貴町は、平成 27 年 10 月に、「琴浦町人口ビジョン」を策定するとともに、同ビジョンでの将来人口推計を基に、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を計画期間とした「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

同戦略では、「育む」、「創る」、「輝く」、「根付く」の 4 つの視点から基本目標を設定し、各種施策に取り組むこととしている。

同戦略の施策の一つとして、最先端技術を活用したギンザケ養殖を行っている「(株)鳥取林養魚場」を誘致することで雇用の拡大や法人税収の増加が期待されている。

しかしながら、地方創生に係る事業成果は、長期的に効果が発揮されるものであり、現時点では収支計画に反映していない。なお、地方創生に係る事業は、緒に就いたばかりであることから、引き続き同戦略に定める各種取り組みの達成に向け、着実に施策を実行していくことが望まれる。

(3) 今後の財政運営について

フロー面の今後の見通しをみると、合併特例加算措置の終了(平成 31 年度)に伴い、地方交付税が減少する見通しであることから行政経常収入は減少する見通しである。一方、高齢化が進展することから扶助費や後期高齢者医療特別会計などへの繰出金が増加する見通しであり、これにより行政経常支出が増加する見通しである。

また、ストック面の今後の見通しをみると、大規模な投資事業が一段落し起債の償還が始まることから地方債現在高が減少する見通しである。一方、公共施設更新等の財源とするためにその他特定目的基金を取り崩して対応することから、積立金等残高が減少する見通しである。

以上のことから、計画最終年度(平成 33 年度)の財務指標は、診断年度(平成 28 年度)と比較して、行政経常収支率及び積立金等月収倍率が低下し、債務償還可能年数も長期化する見通しである。

こうしたなか、貴町は、平成 30 年度予算編成において、事業評価書を導入して事業評価委員会において事業の大幅な見直しを図っている。また、公共施設等総合管理計画に基づき施設の統合や複合化を行うなど、維持管理費の削減等に取り組むこととしていることから、引き続きこれらの収支改善策を推進し、健全な財政運営を行っていくことが必要と考える。

(4) その他の留意事項について

・下水道事業会計に対する繰出金について

貴町の普通会計からの下水道事業会計への繰出金は、診断年度の平成 28 年度において 547 百円となっており、行政経常収入に占める割合は 6.3%と類似団体比劣位(平成 27 年度:24 位/28 団体)となっている。これは、貴町の下水道事業が面整備の推進途上にあり、先行的に発生する費用を収益で賄えていないことから、普通会計からの繰入れにより経営を維持してきていることが考えられる。

また、貴町作成の収支計画においては、整備事業完了に伴い当該繰出金が減少していくものの、収支計画最終年度の平成 33 年度においても 537 百円(行政経常収入に占める割合は 6.4%)と依然高い水準で推移する見通しとなっている。

そうした中、貴町では、未接続家庭への接続促進通知等による接続率向上に取り組むことで使用料収入の確保を図るほか、経営効率化を図るため農業集落排水事業と公共下水道事業の統合による維持管理費等の抑制・削減を検討することとしている。

このように、地方交付税の減少等を主因に行政経常収支の減少が見込まれる中、多額の繰出金を長期にわたり支出することは財政に与える影響が大きいことから、上記のような取組み・検討を実施するなど、健全な財政運営に努めていくことが重要である。